

徳島県消費者基本計画

資料3

現 行						変更・見直し案						担当課	消費者基本計画		
事業の概要及びKPI(重要業績評価指標)	策定時	計 画				事業の概要及びKPI (重要業績評価指標)	策定時	計 画							
		H29	H30	H31	H32			H33	H29	H30	R1			R2	R3
1 消費者教育の推進															
(1)ライフステージに応じた消費者教育															
1 平成29年度は県内全ての高校で、消費者庁「若年者用消費者教育教材」を活用した授業を実施します。		実施					県内全ての高校で、消費者庁「若年者用消費者教育教材」を活用した授業を 継続して 実施します。		実施					消費者くらし政策課	p12
2 平成29年度から各校種に応じて県内公立幼・小・中・高校において研究実践校を指定し、事例を収集します。 ㊸ 5校 → ㊹ 15校(累計)		5校		15校			平成29年度から各校種に応じて県内公立幼・小・中・高校において研究実践校を指定し、事例を収集します。 ㊸ 5校 → R3 25校 (累計)				15校		25校	学校教育課	p12
(2)消費者教育のための人づくり															
3 平成31年度までに、県内公立小・中・高校において、消費者教育の中心的な役割を果たす指導者を養成する講習会を実施します。		実施					令和元年度 までに、県内公立小・中・高校において、消費者教育の中心的な役割を果たす指導者を養成する講習会を実施します。		実施					学校教育課	p14
4 平成29年度からは、消費者大学・大学院における講座において県内各大学から講師を招聘します。		講師招聘					平成29年度からは、消費者大学・大学院における講座において県内各大学から講師を招聘します。		講師招聘					消費者くらし政策課	p14
5 平成29年度にとくしま「消費者教育人材バンク」を構築します。		構築					平成29年度にとくしま「消費者教育人材バンク」を構築します。		構築					消費者くらし政策課	p14
6 平成31年度までに、とくしま「消費者教育人材バンク」の登録実施団体を40団体に増やし、登録団体相互の交流を行う場を設けます。				40団体			令和3年度 までに、とくしま「消費者教育人材バンク」の登録実施団体を 48団体(個人を含む) に増やし、登録団体相互の交流を行う場を設けます。				40団体		48団体	消費者くらし政策課	p14
2 エシカル消費の推進															
(1)エシカル消費の推進															
7 平成29年度に、消費者・事業者・行政などが参画するエシカル推進のための組織を設置します。		設置					平成29年度に、消費者・事業者・行政などが参画するエシカル推進のための組織を設置します。		設置	開催				消費者くらし政策課	p16
新規							令和6年度 に県民の「エシカル消費の認知度」を 50%まで高めることとし、令和3年度の認知度を40%にします。 H30:34% → R3:40% (→ R6:50%)		推進				40%	消費者くらし政策課	p16

現 行						変更・見直し案						担当課	消費者基本計画			
事業の概要及びKPI(重要業績評価指標)	策定時	計 画					事業の概要及びKPI (重要業績評価指標)	策定時	計 画							
		H29	H30	H31	H32	H33			H29	H30	R1			R2	R3	
8 平成29年度に消費者大学校・大学院に「エシカル消費教育コース」を新設し、地域におけるエシカル消費の学習機会の充実を図ります。		新設					平成29年度に消費者大学校・大学院に「エシカル消費教育コース」を新設し、地域におけるエシカル消費の学習機会の充実を図ります。		新設	実施				消費者くらし政策課	p16	
新規							令和3年度に食品ロス削減の啓発活動の実施数(累計)を50とします。					30	40	50	環境首都課	p17
9 平成29年度に、事業者向けのエシカル消費関連フォーラムを実施します。		実施					エシカル消費関連フォーラムを毎年実施します。		実施					消費者くらし政策課	p18	
10 平成29年度に、エシカル消費貢献事業者・団体の表彰制度を創設します。		創設					平成29年度に、エシカル消費貢献事業者・団体の表彰制度を創設します。		創設	実施				消費者くらし政策課	p18	
11 平成29年度に、エシカル消費自主宣言事業者・団体数を20とします。		20					令和3年度に、エシカル消費自主宣言事業者・団体数を50とします。		20		41		50	消費者くらし政策課	p18	
(2)エシカル消費の教育の推進																
12 平成29年度に県内高校2校を「エシカル消費」リーディングスクールに指定します。		指定					平成29年度に県内高校2校を「エシカル消費」リーディングスクールに指定します。		指定					学校教育課	p18	
13 平成31年度までに県内全ての公立高校に「エシカルクラブ」を結成します。				全校結成			県内全ての公立高校に結成した「エシカルクラブ」において、学校の特色に応じた啓発・実践活動を推進します。				全校結成	推進		学校教育課	p18	
3 消費者志向経営等の促進																
(1)消費者志向経営の促進																
14 平成31年度までに、消費者志向自主宣言した事業者数を30とします。		0		30			令和3年度までに、県内の消費者志向自主宣言事業者数を50とします。		0				50	消費者くらし政策課 商工政策課	p20	

現 行						変更・見直し案						担当課	消費者基本計画		
事業の概要及びKPI(重要業績評価指標)	策定時	計 画					事業の概要及びKPI (重要業績評価指標)	策定時	計 画						
		H29	H30	H31	H32	H33			H29	H30	R1			R2	R3
(2)内部通報者の保護と事業者倫理の向上															
15	平成29年度に、県内全ての市町村に、労働者からの法令違反行為の通報を受ける窓口を設置します。	設置					平成29年度に、県内全ての市町村に、労働者からの法令違反行為の通報を受ける窓口を設置します。	設置					消費者くらし政策課	p21	
新規							市町村担当者等への研修会及び一般県民向けの啓発イベントを毎年実施します。 (令和2年度からは毎年3回以上実施)	実施			3回以上	3回以上	消費者くらし政策課	p21	
4 消費者の安全・安心の確保、被害の救済															
(1)消費者相談・被害防止体制の充実・強化															
16	平成29年度に市町村消費生活センター設置率100%とする	100%					平成29年度に市町村消費生活センター設置率100%とする	100%					消費者くらし政策課	p22	
17	平成29年度に県内消費生活相談員連絡協議会を設置する。	設置					平成29年度に県内消費生活相談員懇談会を設置する。	設置	開催				消費者くらし政策課	p22	
18	平成28年度から実施している「消費生活相談員養成講座」などを通じ、平成31年度までに、消費生活相談員資格保有者を100名増加育成する。 ⑳ 8名 → ㉑ 100名	8			100		平成28年度から実施している「消費生活相談員養成講座」受講者の中から、消費生活相談員資格及び消費生活アドバイザー資格の合格者があわせて毎年10人以上となるよう、取組を進めます。	10人以上	10人以上	10人以上	10人以上	10人以上	消費者くらし政策課	p24	
新規							消費者が身近な場所で質の高い相談が受けられるよう全市町村に設置された消費生活センターの相談体制を充実・強化するため、「徳島県消費生活相談員人材バンク」を創設し、消費生活相談員の確保を図ります。 徳島県消費生活相談員人材バンク登録者数(累計) (R1:5人→R3:15人)				5人	15人	消費者くらし政策課	p24	
(2)見守りネットワークによる高齢者や障がい者等の消費者被害防止															
19	平成31年度までに、見守りネットワーク構築に向け、全域で消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会を設置します。				全県設置		令和元年度までに、見守りネットワーク構築に向け、全域で消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会を設置します。				全県設置		消費者くらし政策課	p26	
新規							令和元年度に配置した「見守りコーディネーター」の資質向上を図るため、高齢者被害防止に精通した講師による研修会を開催します。				実施		消費者くらし政策課	p26	

現 行						変更・見直し案									
事業の概要及びKPI(重要業績評価指標)	策定時	計 画					事業の概要及びKPI (重要業績評価指標)	策定時	計 画					担当課	消費者基本計画
		H29	H30	H31	H32	H33			H29	H30	R1	R2	R3		
20 平成29年度に、不審電話撃退装置の無償貸出制度を導入し、高齢者世帯に設置(300台)します。		300台					平成29年度から実施している、高齢者世帯を対象とした不審電話撃退装置無償貸出事業を継続し、貸出率95%以上を維持します。		95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	県警	p26
21 平成29年度に、徳島県高齢運転者等交通事故防止対策プロジェクトチームを設置し、運転免許を返納した後も、交通手段の確保を含め、安心した暮らしができるサポートについて検討・実施することとします。		P T 設置					平成29年度に、徳島県高齢運転者等交通事故防止対策プロジェクトチームを設置し、運転免許を返納した後も、交通手段の確保を含め、安心した暮らしができるサポートについて検討・実施することとします。		P T 設置	検討実施				消費者暮らし政策課	p27
新規							高齢者運転免許自主返納者対象優遇店ガイドブックの協賛事業者を拡充します。 協賛事業者 R1:210事業者→R2:240事業者→R3:270事業者				210 事業者	240 事業者	270 事業者	消費者暮らし政策課	p27
22 暮らしのサポーター認定者数(累計) ㉑ 440人 → ㉒ 470人 → ㉓ 500人 → ㉔ 530人 → ㉕ 560人		440人	470人	500人	530人	560人	暮らしのサポーター認定者数(累計) ㉑ 560人 → ㉒ 590人 → ㉓ 620人 → ㉔ 650人 → ㉕ 680人		560人	590人	620人	650人	680人	消費者暮らし政策課	p28
23 消費生活コーディネーター認定者数(累計) ㉑ 50人 → ㉒ 55人 → ㉓ 60人 → ㉔ 65人 → ㉕ 70人		50人	55人	60人	65人	70人	消費生活コーディネーター認定者数(累計) ㉑ 50人 → ㉒ 55人 → ㉓ 60人 → ㉔ 65人 → ㉕ 70人		50人	55人	60人	65人	70人	消費者暮らし政策課	p28
(3) 商品・サービス・商品取引の安全性確保															
新規							#8000の相談実績 ㉑ 9,990件 → ㉒ 11,200件		9990 件	10000 件	11000 件	11100 件	11200 件	医療政策課 広域医療室	p30
(4) 食品の安全性確保及び表示等の適正化															
24 HACCP認証施設(累計) ㉑ 10件 → ㉒ 12件		10件	12件				HACCP認証施設(累計) ㉑ 10件 → R3 55件		10件	12件	45件	50件	55件	安全衛生課	p31

現 行						変更・見直し案						担当課	消費者基本計画		
事業の概要及びKPI(重要業績評価指標)	策定時	計 画					事業の概要及びKPI (重要業績評価指標)	策定時	計 画						
		H29	H30	H31	H32	H33			H29	H30	R1	R2	R3		
25 食品表示Gメンによる立入調査・検査件数を、毎年3、200件以上とする。		3200以上	3200以上	3200以上	3200以上	3200以上	食品表示Gメンによる立入調査・検査件数を、毎年3、200件以上とする。		3200以上	3200以上	3200以上	3200以上	3200以上	安全衛生課	p33
26 平成31年度までに、食品表示ウォッチャーを、倍増(80→160名)する。	80名			160名			食品表示ウォッチャーによる調査件数を、毎年1,000件以上とする。		1000以上	1000以上	1000以上	1000以上	1000以上	安全衛生課	p33
27 食に関する正しい知識の普及に関するイベント(リスクコミュニケーション)等参加者数を、毎年600人以上とする。		600以上	600以上	600以上	600以上	600以上	食に関する正しい知識の普及に関するイベント(リスクコミュニケーション)等参加者数を、毎年900人以上とする。		900以上	900以上	900以上	900以上	900以上	安全衛生課	p34
5 消費者市民社会の「徳島モデル」形成に向けた取組															
(1)関係機関・関係団体との連携強化															
28 消費者庁や、県内外の消費者や自治体・企業・教育機関等が、消費者行政・消費者教育等について自由に議論する場として、平成29年度に、「とくしま消費者行政プラットフォーム」を県庁10階に開設します。また、平成29年度の会議等による利用実績は100回をめざします。		100回					消費者庁や、県内外の消費者や自治体・企業・教育機関等が、消費者行政・消費者教育等について自由に議論する場として、平成29年度に、「とくしま消費者行政プラットフォーム」を県庁10階に開設します。また、毎年、300回以上の会議等による利用実績をめざします。		300回以上	300回以上	300回以上	300回以上	300回以上	消費生活創造室	p35
(2)時代の変化に即応した消費者問題への取組み															
29 平成29年度に徳島版「地方創生特区」を設置します。		指定					平成29年度に徳島版「地方創生特区」を設置します。		指定					消費者くらし政策課 地方創生推進課	p36
新規							令和元年度に「国際連携ネットワーク」を構築し、本県の消費者行政・消費者教育が一層進化するよう、取組を推進します。				構築	推進		消費者くらし政策課	p37
新規							ネットワーク会議・国際会議の参加者数(累計) R2:200人 → R3:400人					200人	400人	消費者くらし政策課	p37